



公益社団法人 日本介護福祉士会との協定について

1 協定件名

災害時における福祉避難所等への介護福祉士の派遣に関する協定

2 全国 2 番目の協定締結

習志野市に続いて協定締結 2 番目になります。

3 協定締結日

平成 28 年 8 月 17 日（水）

4 協定の目的

災害時に円滑に介護職員を確保し、避難所での介護支援の充実や福祉避難所の体制整備を図ることを目的としています。

5 協定の内容

- ・日本介護福祉士会は、市の要請に基づき、千葉県介護福祉士会と協議し、日本介護福祉士会に登録されている介護福祉士を市へ派遣します。
- ・派遣先は、高齢者や障害者等、避難所生活において特別な配慮を要する方の避難所として設置される福祉避難所等となります。
- ・日本介護福祉士会は、市の行う防災活動（訓練等）に協力します。

6 協定の経緯

- ・本市では、これまで、福祉避難所の体制整備を行うにあたり、市内に所在する福祉施設や特別支援学校と福祉避難所の協定を締結しています。
- ・しかし、介護専門職による質的及び量的な支援の不足という過去の災害教訓から、いずれの課題も解決できる、日本介護福祉士会と協議を行い、本協定を締結するに至りました。

7 日本介護福祉士会の被災地への派遣実績

- ・東日本大震災
被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）へ延べ 7 7 4 名を派遣
- ・熊本大地震
益城町、南阿蘇村、熊本市等へ延べ 8 7 6 名を派遣

【問い合わせ先】

総務部危機管理課 ☎ 0 4 7 - 3 6 6 - 7 3 0 9